

第2回医療計画策定委員会で委員から提出された御意見と御意見への回答【西三河北部医療圏】

資料1

医療計画（圏域項目）	御意見	回答
<p>1 地域の概況 (1) 人口 (2) 将来推計人口 (3) 外国人割合 (4) 人口動態 (5) 主な死因別死亡数、率 (6) 住民の受療状況</p>	<p>これは6年に1回の調査でしょうか。2017年のデータが挙げられているので、できれば2023年と併記していただくと、変化がわかります。また各医療圏別の自域依存率がわかると参考になります。</p> <p>(4)主な死因別死亡数、率に「大動脈瘤及び解離が増加傾向である」の一文をp3に追加してください。</p> <p>・各表について、可能な限り豊田市・みよし市別の統計を記載した方がよいと思います。</p> <p>・(6)表12-7-6 患者住所地「西三河南部西医療圏」を「西三河北部医療圏」に修正してください。また、表には流出入患者の受療動向とありますが、数値は流出の記載しかありません。</p>	<p>御意見を踏まえ、2017データと2023データを併記したいと思います。なお、各医療圏別の自域依存率は、新計画の「第2部第3章第2節 受療動向」に掲載される予定です。</p> <p>増加傾向にある他の死因（老衰、誤嚥性肺炎、自殺等）との兼ね合いもあることから、「1（4）主な死因別死亡数、率」の項目への「大動脈瘤及び解離が増加傾向である」との記載は差し控えたいと思いますが、御意見を踏まえ、「3（3）心筋梗塞等の心血管疾患対策」の項目に、「大動脈瘤及び解離」の死亡者数を暦年で示し、データに基づく記載を加えたいと思います。</p> <p>・御意見をいただきましたが、ページ数に限りがありますので、県のひな形に倣い、医療圏データの記載に止めたいと思います。</p> <p>・御指摘どおり、表12-7-6 患者住所地「西三河南部西医療圏」を「西三河北部医療圏」に改めます。また、表題を「西三河北部医療圏から他医療圏への流出患者の受療動向」に改めます。なお、各医療圏別の流出入患者の受療動向は新計画の「第2部第3章第2節 受療動向」に掲載される予定です。</p>
<p>2 保健・医療施設</p>	<p>トヨタ記念病院は認知症疾患医療センターの認可を受け、4月1日より診療を始めました。</p> <p>・表12-7-7 「保健センター等」について、豊田市の保健センターは1です。「等」に別の施設が含まれるのであれば、わかるように記載した方がよいと思います。</p> <p>・現行にある医療資源等の状況についてのデータも記載した方がよいと思います。</p>	<p>御意見どおり、「表12-7-8 主な政策的医療の実施状況」に記載しています。また、「3（5）精神保健医療対策」の項目にも記載しています。</p> <p>・御意見どおり「等」の記載を止め、豊田市の保健センター1を計上したいと思います。</p> <p>・御意見をいただきましたが、ページ数に限りがありますので、県のひな形に倣いたいと思います。なお、「保健施設」は地域保健法に定める保健所及び市町村保健センターをいい、「医療施設」は医療法に定める医療提供施設のうち、県（保健医療局）が事務を行う同法第4章に定める病院、診療所、助産所並びに薬機法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）第3章に定める薬局をいうものと考えられますが、全県に関わる御意見ですので、御意見については、県（医療計画課）に申し伝えます。</p>
<p>3 圏域の医療提供体制 (1) がん対策</p>	<p>前立腺がんの検診受診率はわかりますか。わかれば記載していただきたい。部位別がんり患者数には前立腺がんが記載されているためです。</p> <p>・《現状》に予防に関する記載がありませんが、他の疾病と合わせて記載をした方がよいと思います。</p>	<p>西三河北部医療圏の2市（豊田市、みよし市）においては、いずれも前立腺がんのがん検診を実施していますので、御意見を踏まえ、西三河北部医療圏の前立せんがんの検診受診率を記載したいと思います。なお、前立せんがんのがん検診は、県の「市町村におけるがん検診精度管理のための技術的指針」に該当しないことから、全県の検診受診率は不明（集計していない）となります。</p> <p>・御意見をいただきましたが、ページ数に限りがありますので、現行計画及び県のひな形に倣い、《現状》は、このままの記載にしたいと思います。なお、《今後の方策》に「喫煙、食生活、運動等の生活習慣ががんの発症と深くかかわっていることを各種の機会を通じて、地域住民に周知します。」と、予防に関して啓発する記載となっていますので、御理解をお願いします。</p>
<p>(2) 脳卒中対策</p>	<p>なし</p>	
<p>(3) 心筋梗塞等の心血管疾患対策</p>	<p>なし</p>	
<p>(4) 糖尿病対策</p>	<p>医科歯科連携の強化重要</p> <p>医療機関に含まれない医療情報提供施設の薬局での保健指導・健康相談・適正服薬支援を行うことで、糖尿病性腎症重症化予防の一端を担えると思っています。</p> <p>《今後の方策》に記載がある糖尿病性腎症重症化予防事業について、豊田市は通院患者を対象としておらず、糖尿病の重症化リスクが高い医療機関への未受診者・受診中断者を対象としています。</p>	<p>医科歯科連携の強化は重要ですので、御意見を踏まえ、医科歯科連携の強化の重要性についてさらに記載します。</p> <p>医療法では、調剤を実施する薬局は医療提供施設と位置付けられており、薬機法では、「薬局において調剤又は調剤された薬剤若しくは医薬品の販売若しくは授与の業務に従事する薬剤師は、薬剤又は医薬品の適切かつ効率的な提供に資するため、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第十二条の二第三項の規定による情報の提供その他の厚生労働省令で定める方法によつて、医療を受ける者の薬剤又は医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の二第二項に規定する医療提供施設をいう。以下同じ。）において診療又は調剤に従事する医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供することにより、医療提供施設相互間の業務の連携の推進に努めなければならない。」とされています。御意見を踏まえ、調剤を実施する薬局における糖尿病の重症化予防の取組について記載したいと思います。</p> <p>御意見を踏まえ、《今後の方策》における糖尿病性腎症重症化予防事業の記載内容を見直したいと思います。</p>
<p>(5) 精神保健医療対策</p>	<p>なし</p>	
<p>(6) 救急医療対策</p>	<p>トヨタ記念病院では5月1日新病院開院に伴い、屋上にヘリポートが設置されました。</p> <p>・《現状》1点目の「休日夜間診療所」について、休日や夜間も担う診療所は存在せず、休日昼間と、平日及び休日の夜間は別で対応しているため、正確に記載すべきだと思います。（《今後の方策》の1点目も同様）</p> <p>・《現状》5点目の問題について、豊田市では、適正受診を進めるために「とよた急病・子育てコール24～育救（いっきゅう）さんコール」を設置していますので、可能であれば記載をお願いします。</p> <p>・《課題》3点目について、救急医療体制は整っていると認識していますが、「第2次救急医療施設の充実」とは、何を指しているのでしょうか。市民に新たな病院の開発・誘致が検討されている等の誤解を与えかねません。</p> <p>・《今後の方策》2点目について、すでに第3次救急医療機関は病院群輪番制に参加しているため、当医療圏にこの記述は合いません。</p>	<p>愛知県救命救急センター設置要綱によれば、「必要に応じ、適切な場所にヘリポートを整備するものとする。」とされていますので、御意見を踏まえ、ヘリポートの設置について記載したいと思います。</p> <p>・御意見を踏まえ、国の救急医療対策実施要綱に記載の名称を活用し、「休日夜間診療所」を「休日夜間急患センター等」に改めたいと思います。</p> <p>・御意見を踏まえ、「とよた急病・子育てコール24～育救（いっきゅう）さんコール」について、救急医療情報センター（県事業）と併せて記載したいと思います。</p> <p>・御指摘の部分は県のひな形どおりの記載となっています。御意見を踏まえ、削除したいと思います。</p> <p>・御指摘の部分は県のひな形どおりの記載となっています。御意見を踏まえ、削除したいと思います。</p>

医療計画（圏域項目）	御意見	回答
(7) 災害医療対策	<p>医療救護計画は見直しされているのか？最新版を見せて頂きたい。</p> <p>トヨタ記念病院では5月1日新病院開院に伴い、屋上にヘリポートが設置されました。</p> <p>・《現状》4点目の5行目「人口透析」を「人工透析」に修正してください。</p> <p>・《現状》3点目の豊田市立乙ケ林診療所の1日平均外来患者数及び訪問診療患者数の記載がありますが、いつの数字でしょうか。時点の記載をお願いします。</p>	<p>当医療圏の医療救護活動計画は、2016年2月版が最新のものとなっています。現在、県において「愛知県医療救護活動計画」の改正が進められていますので、改正結果を踏まえ、当医療圏の地域医療災害対策部会で検討を行い、当医療圏の「医療救護活動計画」の改正作業を進めたいと思います。また、この内容を《現状》及び《今後の方策》に記載したいと思います。</p> <p>愛知県災害拠点病院設置要綱によれば、「病院敷地内にヘリコプターの離発着場を有すること」が原則とされていますので、御意見をいただきましたが、特段の記載は差し控えたいと思います。</p> <p>・御指摘どおり、「人口透析」を「人工透析」に改めます。</p> <p>・御指摘どおり、時点に記載します。</p>
(8) へき地保健医療対策	なし	なし
(9) 周産期医療対策	なし	なし
(10) 小児医療対策	<p>・《現状》6点目の「豊田市発達センター」を「豊田市こども発達センター」に修正してください。</p>	<p>・御指摘どおり、「豊田市発達センター」を「豊田市こども発達センター」に改めます。</p>
(11) 新興感染症発生・まん延時における医療対策	なし	なし
(12) 在宅医療対策	<p>・《現状》2つ目の○、「福祉」の前に「介護・」を加える。</p> <p>・訪問リハビリテーションは、医師の指示により在宅におけるリハビリテーションを行っており、当医療圏には●●施設あります。</p> <p>・豊田加茂医師会が主体となり、地域包括ケアシステムに携わる多職種による豊田加茂ウェルビーイングネットワークを立ち上げ、多職種連携の推進をさらに目指します。</p> <p>歯科訪問診療に対する啓発がまだ足りないように思われる。</p> <p>・《現状》に在宅相談ステーションの記載がありません。在宅医療の相談対応・連携の中心となる取組であるため、記載すべきだと思います。</p> <p>・《現状》3点目の在宅療養支援診療所39施設はいつ時点の数字でしょうか。令和4年11月時点では43です。</p> <p>・《現状》5点目の183施設が何を指しているかわかりにくいので、「○○が183施設あり、・・・」という記載にした方がよいと思います。</p> <p>・《現状》7点目の「藤田保健衛生大学」を「藤田医科大学」に修正してください。</p> <p>・《現状》8点目の「多職種連携ポイント集」は豊田市のみ取組です。「豊田市は」と前に追記するか、医療圏としての取組を記載するのであれば、入退院支援ガイドブックが適切です。</p> <p>・《課題》2点目「医師会等機関間」となっているため、修正してください。</p> <p>・《課題》及び《今後の方策》に人材育成に関する記載がありませんが、在宅医療の推進には、様々な専門職種の人材育成が必要不可欠であると考えます。</p> <p>・《今後の方策》3点目については、第1回医療計画策定委員会での意見を踏まえての記載ですが、啓蒙（啓発）にあたる記載がありません。また、1行目と2行目で体制に関する内容が重複しており、わかりにくいと感じました。（以下、修正例です。「在宅・高齢者施設における、人生の最終段階での本人の意思決定支援や終末期医療提供の体制整備に向けて、関係機関・団体を含めた連携及び啓発を図ります。」）</p>	<p>・御意見どおり、「介護・」を加えます。</p> <p>・御意見を踏まえ、訪問リハビリテーションについて、記載したいと思います。</p> <p>・御意見を踏まえ、「在宅療養に関わる多職種の連携を進めるツールとして、「多職種連携ポイント集」を導入しています。」を削除し、「豊田加茂医師会が主体となり、地域包括ケアシステムに携わる多職種による豊田加茂ウェルビーイングネットワークを立ち上げ、多職種連携の推進をさらに目指します。」を追加記載したいと思います。</p> <p>御意見を踏まえ、歯科訪問診療に対する啓発を含めて、《課題》部分に「在宅医療サービスを提供する病院・診療所・歯科診療所・薬局のさらなる確保のための啓発」と記載したいと思います。</p> <p>・御意見を踏まえ、在宅相談ステーションの取組について記載したいと思います。</p> <p>・御指摘どおり、時点に記載します。</p> <p>・御意見を踏まえ、記載内容を見直したいと思います。</p> <p>・御指摘どおり、「藤田保健衛生大学」を「藤田医科大学」に改めます。</p> <p>・御意見を踏まえ「多職種連携ポイント集」に関する記載を削除し、かつ、他の委員の意見も参考にし、「豊田加茂ウェルビーイングネットワーク」について追加記載したいと思います。</p> <p>・御指摘どおり、「医師会等医療機関間」を「医師会等医療機関」に改めます。</p> <p>・御意見を踏まえ、《課題》部分に、「在宅医療に携わる人材の育成」の必要性について記載したいと思います。</p> <p>・御意見を踏まえ、該当部分に「啓発」に関する記載を加えるとともに、記載内容を見直したいと思います。</p> <p>なお、ページ数に限りがありますので、「表12-7-20」を、「医療保険等による在宅医療サービスの実施状況（施設数）」から「在宅医療サービスの実施状況（医療保険）」に変更したいと思います。</p>
4 その他の意見	<p>※当医療圏の計画に係る内容であるか否か、判断し兼ねますが、情報提供と要望を兼ねて記載させていただきます。</p> <p>アレルギー疾患対策基本法（平成26年6月27日法律第98号）が、アレルギー疾患対策の充実を求めているところ、県内のアレルギー疾患医療拠点病院は尾張地区に偏在しており、三河地区には拠点病院が存在しない現状があります。また、アレルギー専門医の在籍医療機関数においても、県全体では人口10万人あたり2.65であるのに対し、西三河北部医療圏は1.43と、西三河南部東医療圏（1.40）に次いで少ない状況です（2021年度第2回愛知県アレルギー疾患医療連絡協議会資料より）。</p> <p>そうした状況を受け、豊田地域医療センターは、呼吸器・アレルギー内科を専門とする堀口高彦院長が中心となり、三河地区のアレルギー疾患対策の充実に向け、将来的にはアレルギー疾患医療拠点病院への指定を目指した取組を進めています。</p> <p>次期計画策定において、医療圏計画では、5疾病6事業に焦点を絞るお考えであり、「難病・アレルギー疾患対策」については触れられない意向であるとお見受けしますが、上記のことは、今後の医療対策において重要な位置づけにあると考えます。医療圏計画への掲載が難しいようであれば、県全体の計画への掲載も含めてご検討いただき、次期医療計画に位置付けていただけますようお願いいたします。</p>	<p>「アレルギー疾患対策」については、御指摘のとおり、医療計画（圏域項目）の記載事項ではなく県計画のみに記載されます。新計画では「第3部第2章第7節 難病対策・アレルギー疾患対策」の項目に記載される予定です。アレルギー疾患対策の充実については全県下の共通の課題であると思われるので、御意見については、県（健康対策課）に申し伝えます。</p>